

令和4年度

宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

宮崎市監査委員

宮 監 第 7 2 号
令和 5 年 8 月 1 8 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

宮崎市監査委員 阪 元 勇
宮崎市監査委員 松 浦 史 典
宮崎市監査委員 上 田 武 広
宮崎市監査委員 凶 師 勝 幸

令和 4 年度宮崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度宮崎市内部統制
評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 宮崎市内部統制評価報告書審査意見

第1 種類

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書審査

第2 対象

令和4年度宮崎市内部統制評価報告書

第3 着眼点

監査委員による令和4年度宮崎市内部統制評価報告書の審査は、宮崎市長が作成した内部統制評価報告書について、宮崎市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

第4 主な実施内容

宮崎市監査基準第15条及び第16条に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下、「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めるなどの方法で審査を行った。審査に当たっては、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 期間

令和5年7月4日から令和5年8月18日まで

第6 審査の結果

令和4年度宮崎市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

詳細については、以下のとおりである。

(1) 評価手続に係る記載について

① 全庁的な内部統制の評価手続について

内部統制評価部局（以下、「評価部局」という。）から入手した全庁的な内部統制の評価シートを確認したところ、ガイドラインに基づいた整備・運用状況が確認され、また、記載された条例や規程、方針等に前年度からの変更点等が反映されていることを確認した。

このことから、全庁的な内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されていると判断した。

② 業務レベルの内部統制の評価手続について

業務レベルの内部統制の評価については、ガイドラインにおいて、次の3点を評価項目として実施することが示されていることから、それぞれについて審査を行った。

ア リスク対応策の整備が適時に実施されたか

適時に実施されたかについて、評価していることを確認した。

イ リスク対応策の内容が適切であったか

内部統制推進部局（以下、「推進部局」という。）において、令和3年度の不備発生状況を踏まえ、令和4年4月に改訂を行い、リスク名や具体例の表記の見直しを行っていた。また、令和4年5月時点のリスク対応シートの整備状況を確認し、基本対応策や所属独自の対応策により具体的な事務執行体制が整備されているかを検証したうえで、不十分な対応策と判断した場合には見直し・修正を行っていた。

ウ 自己点検やその後の改善が適切に実施されたか

発現したリスクに対し、各所属が講じた改善策を自己評価表に記載させ、改善策に対する推進部局による検証や、評価部局によるヒアリングなどが実施されており、自己点検やその後の改善が適切に実施されたか評価していることを確認した。

これらのことから、業務レベルの内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されていると判断した。

(2) 評価結果に係る記載について

① 全庁的な内部統制の評価結果について

評価部局へのヒアリング等により、評価項目ごとに関係部局に対して整備・運用状況の報告を求めるとともに必要に応じて聞き取りを行った結果、整備上及び運用上の不備がないと評価していたことを確認した。

このことから、全庁的な内部統制の評価結果が適切に記載されていると判断した。

② 業務レベルの内部統制の評価結果について

評価部局から入手した関係資料等をもとに検討したところ、評価対象期間に確知した不備に係る評価結果が適切か、特に重大な不備に当たるかについて、その評価が適切に行われていたことを確認した。

このことから、業務レベルの内部統制の評価結果が適切に記載されていると判断した。

第7 備考

(1) 重大な不備について

評価部局においては、業務レベルの内部統制のうち情報管理に関する事務について、運用上の重大な不備が2件確認されたとしている。当該事案について、本市における重大性の判断基準と照らし合わせ、「故意または重大な過失によるもの（懲戒処分に該当する行為によるもの）」に該当する事案であることが確認できたことから、重大な不備に該当するという記載は相当であると判断した。

(2) 所見

令和4年度は、推進部局において、研修の機会を通じ、内部統制制度の趣旨、職位に応じた役割、令和3年度に発生した不備の概要等の説明による制度の浸透や注意喚起を行うとともに、令和3年度の頻発不備への対応策の強化を行い、「リスク管理データベース（全庁版）」を閲覧しやすい環境に置くなど、内部統制制度の更なる推進に努めていたものの、200を超える不備が発生し、重大な不備も2件確認された。

監査委員において、定期監査等の機会を通じて内部統制の取組状況を確認したところ、決裁区分の誤りを防ぐための独自の取組や、書類確認を徹底するためのチェックリストの活用など、工夫して不備の防止に努めている事例が確認された一方で、依然として一部の職員のみで内部統制に関する取組を行っている実態も確認された。

内部統制は、業務に組み込まれ、組織内の全ての者が遂行することによって有効に機能するものであることから、本市における取組が職員一人ひとりの理解として深まり、実効的なものとなるよう、組織としてより一層の対応に努められたい。

また、自己評価における改善策について、評価部局により「自己評価のとおり」と判断されているものの、十分な対策となっていないものも見受けられたことから、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかについて、より把握に努めるとともに、その検証のあり方について、引き続き検討されたい。

令和5年度からは、コンプライアンス推進の一環として、市政運営の透明性の向上を目的に、原則として全ての事務処理誤りを報告・公表するという新たな取組が開始されている。これにより、業務レベルの不備への掲載基準や、重大な不備の判断基準等に変更が及び、内部統制制度の根幹にも大きく関わるものと考えられることから、内部統制制度と連動した取組となるよう努められたい。

令和4年4月改定の「内部統制に関する方針」には、旧方針にあった「監査委員との連携」についての記載がないが、ガイドラインには、監査委員の視点はより効果的な内部統制の整備及び運用を可能とし、監査委員にとっても監査等の効率的かつ効果的な実施につながるとあることから、今後も、監査委員との連携を念頭に制度運用に当たられたい。

最後に、本市の内部統制制度が更に充実したものとなり、職員のリスク管理意識の向上と適正な事務執行が図られ、もって市民に信頼される行政運営の確立に資することを望むものである。